

昭和五十六年自治省令第二十六号

地方公務員共済組合の更新組合員等で旧特別調達庁の職員期間を有するものの申出の手續に關する省令

地方公務員共済組合の更新組合員等で旧特別調達庁の職員期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令(昭和五十六年政令第二百九十六号)第二条第一項の規定に基づき、地方公務員共済組合の更新組合員等で旧特別調達庁の職員期間を有するものの申出の手續に關する省令を次のように定める。

地方公務員共済組合の更新組合員等で旧特別調達庁の職員期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令(以下「令」という。)第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。この場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 令第一条第一項に規定する者(その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む。)が申出をするとき、その者に係る昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十三号)附則第七条に規定する退職年金、減額退職年金又は遺族年金(次号において「退職年金等」という。)の年金証書
- 二 退職年金等を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供しているとき、令第二条第一項の申出をすることについてのこれらの公庫の同意書
- 三 同順位の遺族が二人以上あるとき、別紙様式第二号による総代者選任書

附則 この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第一号

別紙様式第一号 昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条の規定による申出書

Table with columns for residence, name, date of birth, certificate number, and decision maker. Includes sections for pension receipt, inheritance, and application date.

(注)(1) ④及び⑤の欄は、更新組合員等が申出を行う場合に記載し、この場合には、④及び⑤の欄は、記入しないこと。(2) ⑥及び⑦の欄は、遺族が申出を行う場合に記載し、この場合には、⑥及び⑦の欄は、記入しないこと。

別紙様式第二号

別紙様式第二号

総代者選任書

Form for selecting a representative, including fields for name, date of birth, and address of the representative and their family.